

損害評価のながれ

〈農作物水稲共済（半相殺方式・一筆方式）の例〉

現地評価

1. 被害申告受付（農家→組合）
2. ほ場に立札をたてる（農家）
3. 損害評価員を対象に損害評価講習会を開催（組合）
併せて、損害評価員の班編成・日程をきめ、評価班の班長に評価野帳を配布（組合→損害評価員）
4. 損害評価員3名を1班として、被害申告のあった全筆（悉皆（しっかい）調査）を調査
5. 全筆調査終了後、損害評価会委員と組合職員で、各評価班ごとに10筆以上を抜取調査（組合）
6. 連合会による抜取調査（組合ごとに引受規模・被害規模に応じた筆数を実測調査）（連合会）

評価高のとりまとめ

組合

1. 全筆調査による評価単当収量の計算
2. 組合抜取調査単当収量と全筆調査単当収量との比較計算
3. 各評価班ごとの修正と組合評価高を諮問（組合→損害評価会）
4. 答申を受けて組合当初評価高を提出（組合→連合会）

連合会

1. 連合会実測調査筆の組合評価単当収量と実測単当収量との比較計算
2. 組合ごとの修正と連合会当初評価高を諮問（連合会→損害評価会）
3. 答申を受けて連合会当初評価高を提出（連合会→農林水産省）

認定・承認

農林水産省

1. 統計・情報センターによる減収量調査結果により、各県の連合会当初評価高を検証、認定をうける（農林水産省→連合会）

連合会・組合

1. 組合ごとに共済減収量を認定（連合会→組合）
2. 耕地ごと（農家ごと）の共済減収量を認定（組合→農家）

水稲簡易実測調査を実施

県内の組合では悉皆調査の一部に*簡易実測調査を採り入れております。この方法により、損害評価地区や損害評価班による調査結果の均衡が図られ、被害実態に即した収穫量の把握が可能となります。

*圃場から60株を抜き取り、圃場で生籾重から10a当たりの収量を推定する調査方法。

